

仕様書番号	R 5 - 4 9
作成年月日	令和 5 年 1 1 月 1 5 日
作成部隊名	武山駐屯地業務隊管理科

北04建物小便器交換工事

工事名称	北04建物小便器交換工事		
図面名称	表 紙		
縮 尺	—	図面番号	1 / 7

共通仕様書

1 総 則

本仕様書は、陸上自衛隊武山駐屯地における諸工事について、共通的な必要事項を規定する。

2 適用範囲

本仕様書は、該当工事に関連する事項のみ適用する。

3 軽微な変更

現場の納まり、取合せ等のための軽微な変更は、官側の指示により行う。この場合、請負金額の増減または工期の延長はしない。また、施工に当たって当然必要と思われる事項は、官側の指示を受け受注者の責任において実施する。

4 工事材料

- (1) 工事材料はすべて新品とし、本仕様書に記載された製品又は同等品以上とする。
- (2) 材料は官側の検査を受け、合格したものを使用する。
- (3) 材料は日本工業規格(JIS)等を標準とし、これらの規格のないものについては官側の指示を受ける。
- (4) 材料置場等は、官側の指示した場所とする。

5 施工の検査

工事は、あらかじめ官側の指定した工程に達したときに検査を受け、合格後、次の工程に移る。

6 工事立会

- (1) 工事完成後、外部から目視できなくなる箇所は、官側に立会の有無を確認の上、施工する。
- (2) 仕上げの色合等は、あらかじめ見本を官側へ提出し、承諾を得る。

7 水道、電気料の使用

工事に必要とする電気、水は、受注者側が負担する。

8 後片付け

工事終了に際しては、工事現場の後片付け及び、清掃を実施する。

9 発生材の処置

金属類については、発生材調書とともに監督官の指示を受け指定された場所に、整理のうえ引き渡す。それ以外の物については、関係法令等に従い適切に処理し、マニフェストE票の写しを監督官に提出する。

10 完了検査

受注者は、本仕様書の工事を完了した場合は、速やかに官側の完了検査を受けるものとする。なお、検査結果に不合格の箇所が生じた場合は、直ちに手直しを行い、再度検査を受けるものとする。その際、手直しに関する契約工期の延長はしない。

11 物品等の返納

貸与された設計図書等は、すべて完成検査合格後、官側に返納する。

12 工事現場の管理

- (1) 工事現場への工事人、その他の出入りの管理、風紀衛生の取締り、火災、盗難、及びその他事故防止については、受注者の責任でこれを管理する。
- (2) 工事現場は、常に整理整頓及び清掃を行い安全管理に努める。
- (3) 工事現場及びその周辺にある既設構造物に損傷を及ぼさないよう十分な防護を施すこと。万一損傷を与えた場合は、請負者の負担において修復する。

工事名称	北04建物小便器交換工事		
図面名称	共通仕様書 1		
縮 尺	—	図面番号	2 / 7

13 安全管理

- (1) 工事人は、安全管理に万全を期する。
- (2) 工事場所又はその付近で作業を行うときは、表示又は見張人を置く等、安全確保に努める。
- (3) 現場代理人は、常駐とする。

14 提出書類

受注者は、契約後、速やかに官側の指示する書式に基づき必要書類を提出する。

- (1) 現場代理人通知書
- (2) 着工届
- (3) 予定工程表
- (4) 工事日誌
- (5) 打合せ簿
- (6) 工事材料搬入報告書
- (7) 完成通知書
- (8) 発生材調書
- (9) 施工体制台帳及び施工体系図
- (10) その他官側が指示したもの

15 工事写真

受注者は、官側の指示に従い、工事材料、工事前・中・後、工事隠ぺいとなる箇所、主要な工事段階の状況及び、その他監督官の指示した箇所の写真1部を工程順に工事写真帳（A4版）に整理し、官側に提出する。なお、工事材料は、搬入の都度、本工事に係る全数量・規格が分かるように撮影すること。

16 疑義

仕様書、設計図書等に明記なき事項又は、その内容において疑義が生じた場合は、当該箇所の工事を一時中断し、官側の指示を受けた後、再開する。

工事名称	北04建物小便器交換工事		
図面名称	共通仕様書 2		
縮 尺	—	図面番号	3 / 7

特記仕様書

- 1 工事件名 北04建物小便器交換工事
2 工事場所 神奈川県横須賀市御幸浜 1-1 陸上自衛隊武山駐屯地
3 工事概要 天井ボード及び下地等交換、小便器交換、小便器用給水補修、天井内排水管交換 50A
4 共通仕様

(1) 適用基準

本工事は、特記仕様及び図面によるほか、以下の基準、その他関係諸法令及び地方条例等に基づき施工する。
国土交通省大臣官房官庁営繕部監修

- ア 公共建築工事標準仕様書 (建築工事編、電気設備工事、機械設備工事編) (最新版)
イ 公共建築改修工事標準仕様書 (建築工事編、電気設備工事、機械設備工事編) (最新版)
ウ 公共建築設備工事標準図 (建築工事編、電気設備工事、機械設備工事編) (最新版)

(2) 本工事に使用する材料等は、全て新品とし、本仕様書に記載された製品または同等品以上とする。

5 特記仕様

(1) 仮設工事

- ア 本工事は、養生、整理清掃後片付け、内部仕上り足場 (脚立足場) とする。
イ 養生、整理清掃後片付け及び内部仕上り足場 (脚立足場) の範囲は、施工場所とする。

(2) 建築工事

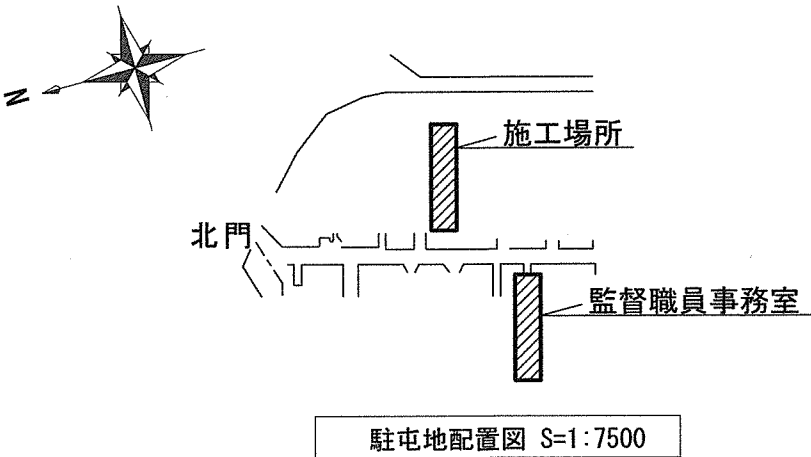
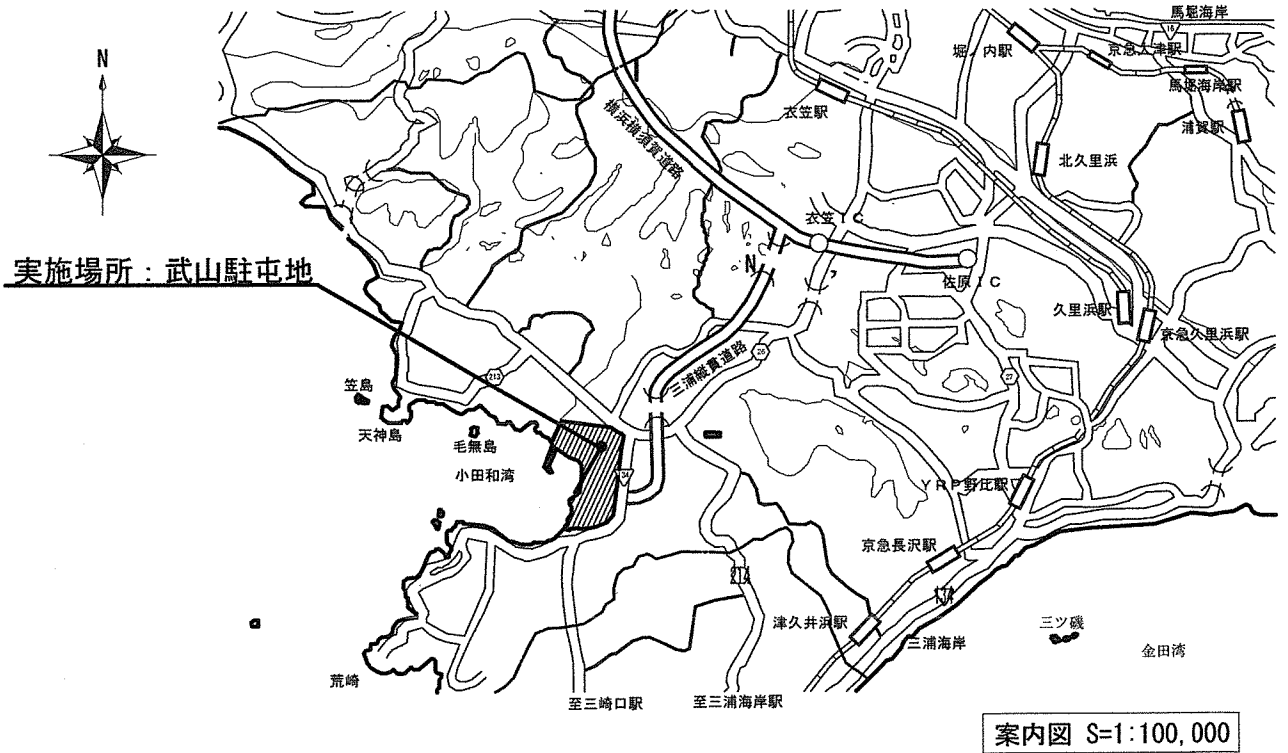
- ア 撤去工事
排水管交換に必要な作業範囲を確保するため、天井ボード、シーリングを撤去する。
イ 防水工事
目透かし張りで設置した天井ボードの目地にシーリングを充てんする。
ウ 塗装工事
新設天井ボードにEP塗装を行う。色調については、既存天井ボードに近い色に合わせる。
エ 内装工事
天井にシーリングボード張りを行う。施工方法は目透かし張りとし、ボード厚9.5mmとする。

(3) 機械設備工事

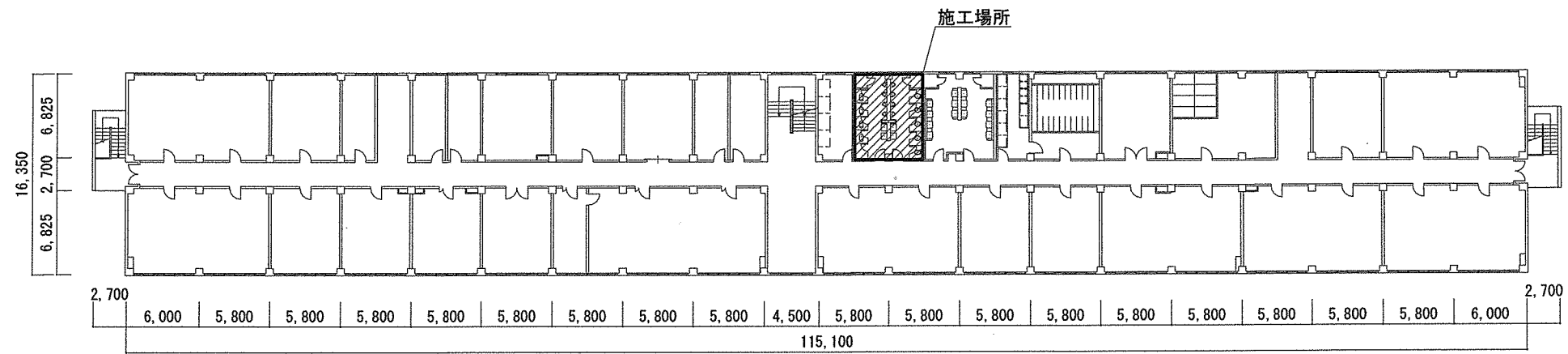
- ア 撤去工事
3階小便器 (付属品含む) 1台及び給水管、排水管 (保温共) の撤去を行う。
イ 配管工事
(ア) 建物内の新設排水管の管種については、VP管とする。
(イ) 新設排水管は、適切な勾配に施工し逆勾配等が発生しないよう施工する。
(ウ) 給水管については、既存給水口を再利用し配管を行う。
(エ) 貫通部の処理については、配管完了後モルタル等で補修を行う。
(オ) 試験は、通水試験とし新設排水配管工事完了後現地において監督立ち合いのもと、排水漏れがないことを確認する。
ウ 保温工事
新設排水管の配管保温のを行う。保温種別：C2・(D)・VII
エ 衛生器具設備工事
壁掛小便器から床置小便器へ更新を行う。
使用材料 小便器LIXU321RM/BW1 (参考品)、自動洗浄弁OKU-AT131SD (参考品)、床フランジUF-300WP (参考品)

(4) その他

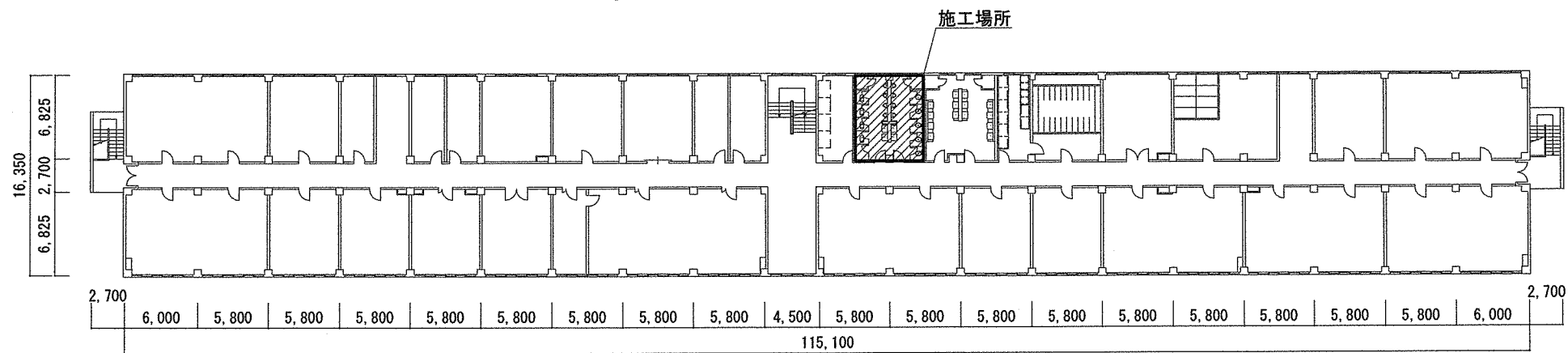
- ア 本図面の配管図等は参考とし、施工前に現地確認を行い必要な資材等は準備すること。
イ 当該工事に必要な雑材料については、請負者で準備すること。
ウ 各作業に際し、必要な資格を保有するものが作業を行うこと。
エ 廃材等は監督職員の指示する場所へまとめて保管すること。また、屋外で保管する場合はシートなどを掛ける等の安全対策を実施すること。
オ 竣工検査については、工事完了後検査官の検査を受け、提出書類の合格をもって、工事竣工とする。
カ 本工事は、便所利用者がいる中での工事となるため、使用禁止期間はできる限り少なく計画する。



工事名称	北04建物小便器交換工事		
図面名称	特記仕様書・案内図・駐屯地配置図		
縮尺	—	図面番号	4 / 7

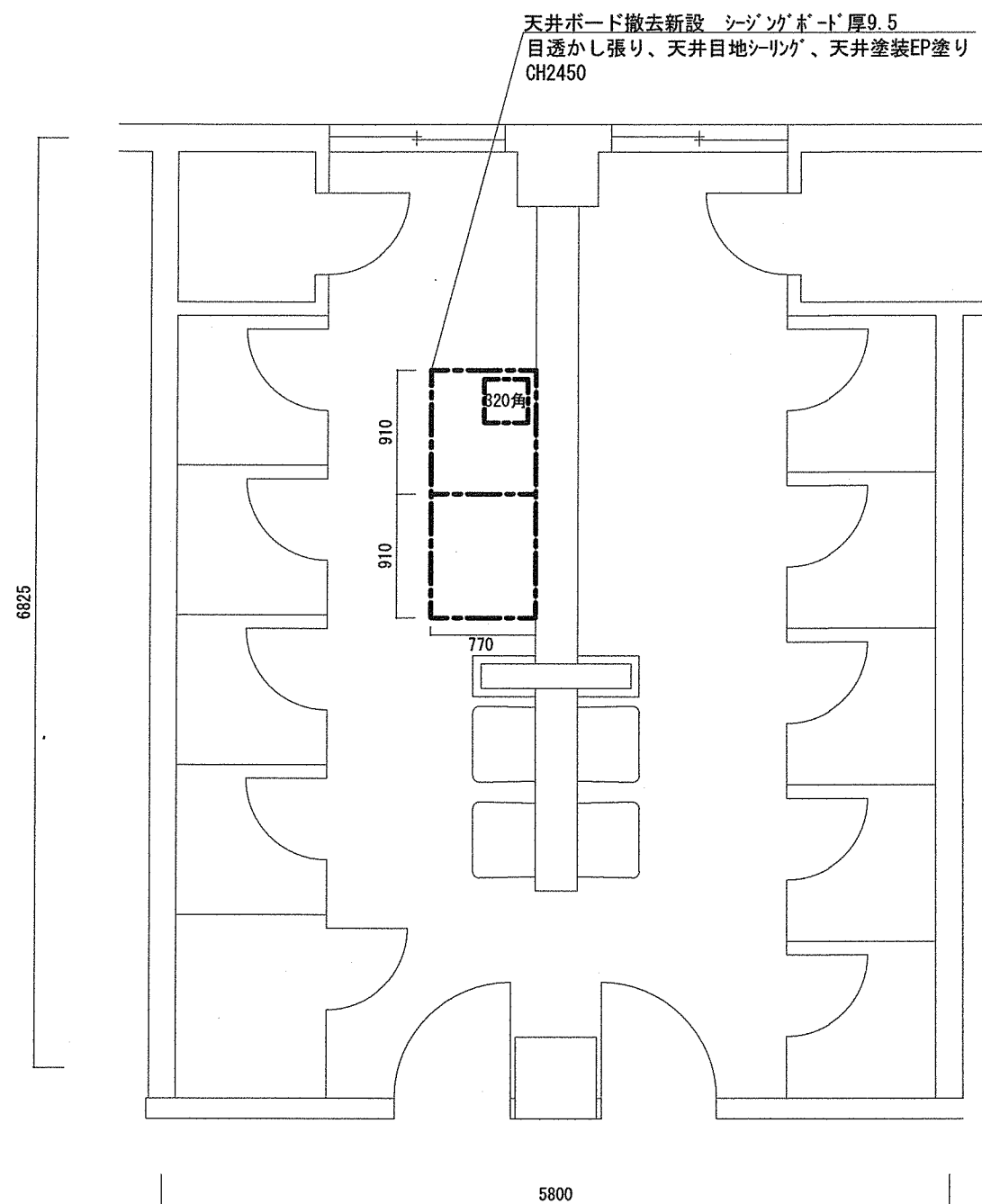


北04建物3階平面図 S=1/500

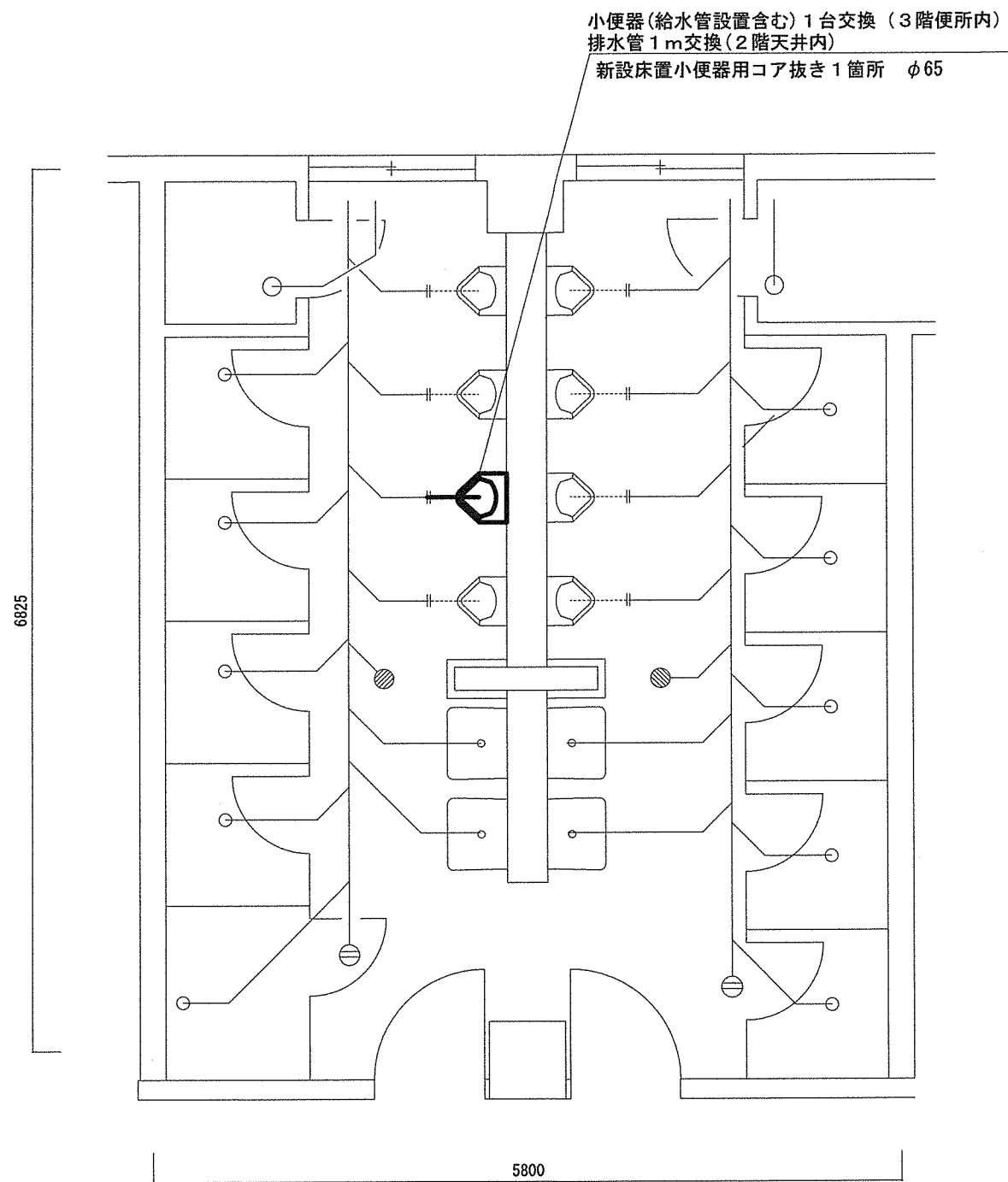


北04建物2階平面図 S=1/500

工事名称	北04建物小便器交換工事		
図面名称	建物平面図		
縮尺	図示	図面番号	5 / 7



北04建物 2 階便所天井伏図 S=1/50



北04建物 3 階便所平面図 S=1/50

凡 例

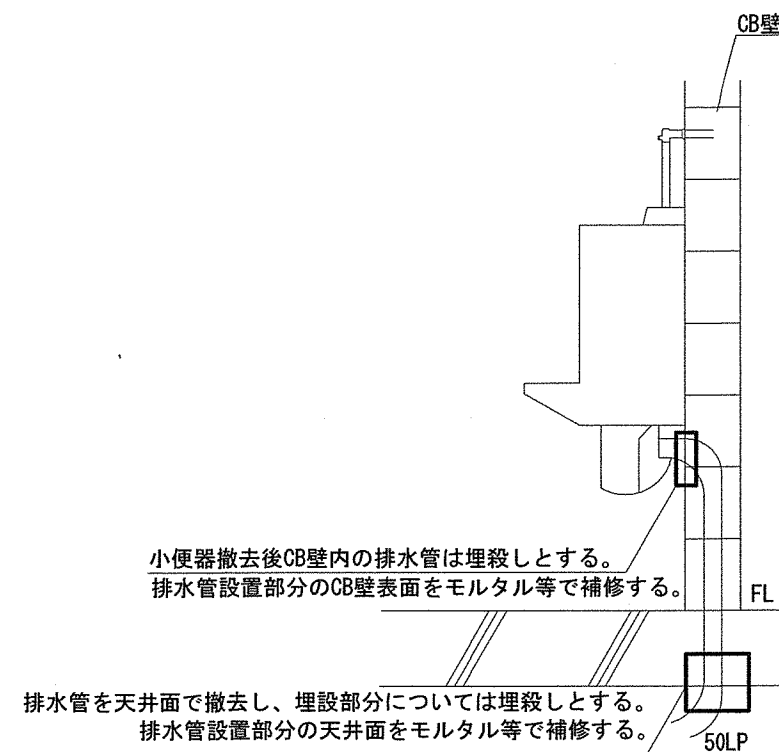
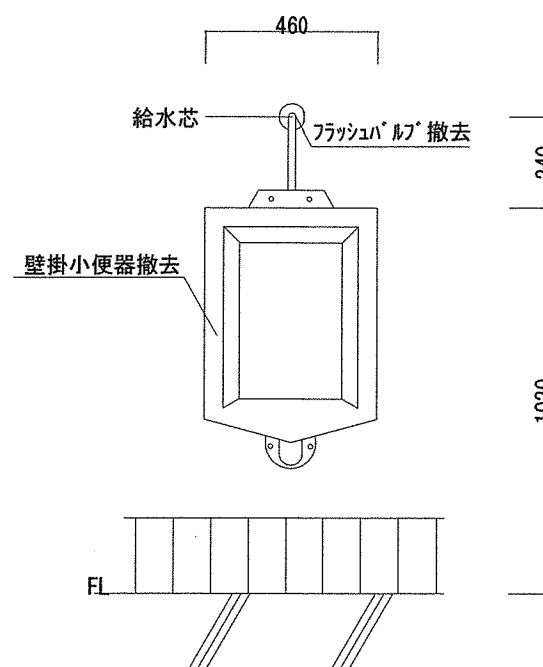


…撤去：排水鉛管50A(保温共)、新設：VP管50A(保温共)(排水用フレキ管継手を使用し既設CIP管へ接続)

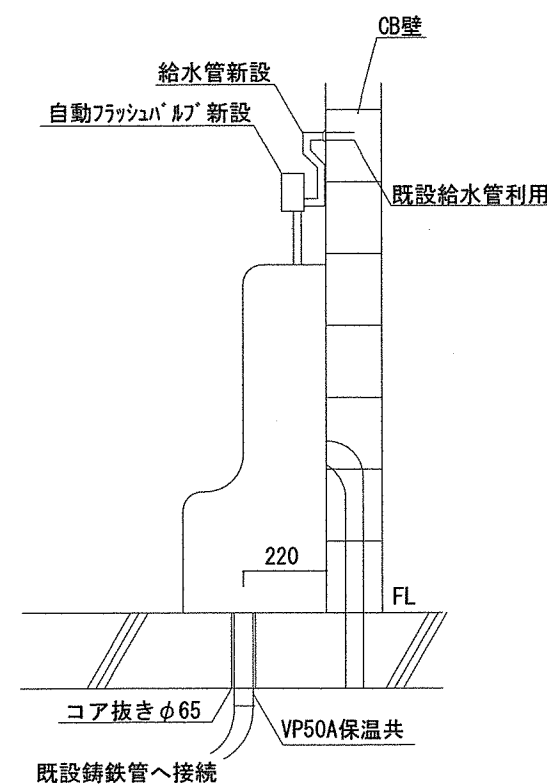
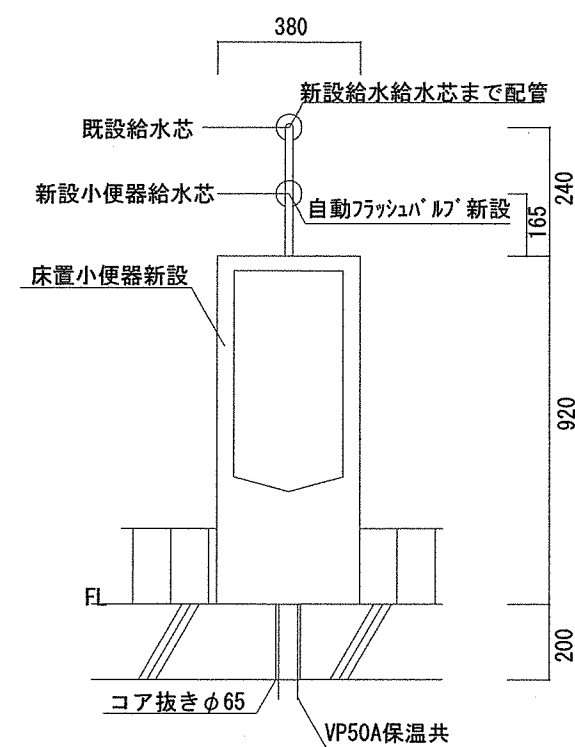
…撤去：壁掛型小便器(撤去後の壁等補修含む)、新設：床置型小便器(参考品：INAX U-321RM/BW1, OKU-AT131SD, UF-300WP) 給水管補修含む

※ 小便器の撤去鉛管については、一部撤去を実施し壁及び天井内に埋め殺し(壁及び天井補修含む)を行う。

工事名称	北04建物小便器交換工事		
図面名称	天井伏図、平面図		
縮 尺	図 示	図面番号	6 / 7



既設便所標準撤去図 S=1/20



新設便所標準設置図 S=1/20

工事名称	北04建物小便器交換工事			
図面名称	小便器標準図			
縮尺	図示	図面番号	7/7	